

鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金

I. 鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金

I 運賃料金の種別および額

1. 基本運賃料金

(1) 基本料率表

ア. 駅託貨物または駅留貨物 第一種利用運送事業

種 別		5トン コンテナ貨物	10トン コンテナ貨物
発送料 または 到着料	1個につき	600円	1,190円
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。		

イ. 集貨付き貨物または配達付き貨物 第二種利用運送事業

種 別		5トン コンテナ貨物	10トン コンテナ貨物	
発送料	集荷または配達距離が 10キロメートルまでの もの1個につき	東京都区内および大阪市内 に所在する駅	11,060円	21,030円
		政令指定都市（大阪市を除く） に所在する駅	9,970円	19,170円
		その他に所在する駅	9,430円	17,970円
または 到着料	集貨または配達距離が10キロメートルをこえ50キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき	2,510円	4,800円	
	集貨または配達距離が50キロメートルをこえ100キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき	2,070円	3,820円	
	集貨または配達距離が100キロメートルをこえるものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき	1,530円	2,830円	
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。			

(2) 待機時間料

	上 限	下 限
30分を超え30分ごとに	2,460円	1,640円

(3) 割増率表

割増率表

種 別		内 容		割増率	
発 送 料 ま た は 到 着 料	品 目	危 険 品	ア. 火 薬 類		10割
			イ. その他 [ア.以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目 分類表所定のもの（放射性物質を除く）]		3割
	割 増	貴 重 品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの		5割
		汚 損 品 等	注1に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣服を汚損するものおよび身体 に危害を及ぼすおそれのあるもの		3割
	休 日 割 増		日曜祝祭日及びそれにまたがる作業		2割
	深 夜 ・ 早 朝 割 増		深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）及びそれに またがる作業		3割
	午 前 指 定 割 増		開始または終了する時間帯を午前中として指定する作業		1割
	時 刻 指 定 割 増		開始または終了する時刻を指定する作業		2割
	冬 期 作 業 料	A地区 別表の適用駅	加算額	5トンコンテナ 1,200円 10トンコンテナ 2,180円	
		B地区 別表の適用駅	加算額	5トンコンテナ 2,180円 10トンコンテナ 4,140円	

注1 (汚損品等貨物)

- a. 黒鉛、ドライ粉、かす類（水分を含んだものに限りません。）
- b. 鮮魚、塩魚、塩類（焼塩および食卓塩を除きます。）であってばらもの、同包装入のもの
- c. 染料、顔料、染料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d. まくら木で薬品を注入したのもの、パルプ（乾燥不十分のものに限りません。）
- e. 汚損品類（日本貨物鉄道株式会社の品目分類表所定のもの）

2. 附 帯 料 金

附帯料金率表

種 別		料金率	
品 代 金 取 立 金	発送、到着ごとに 1個につき	10,000円まで	610円
		10,000円をこえるものは、 10,000円までを増すごとに	350円
着 払 手 数 料	発送、到着ごとに 1個につき	30,000円まで	690円
		30,000円をこえるものは、 5,000円までを増すごとに	100円
移 送 料	30メートルをこえ るものにつき 30メートルをまでを 増すごとに	5トンコンテナ貨物1個につき	1,000円
		10トンコンテナ貨物1個につき	1,980円
保 管 料	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料によります。		
指 図 手 数 料	1件につき	610円	
証 明 書 発 行 手 数 料	1通につき	520円	

3. 消費税および地方消費税の運賃料金への加算

運賃料金総額の消費税法等に基づく税率分

別表

冬期作業割増

都道府県 名	適 用	地 区 区 分
	駅 名	
北 海 道	函館貨物、東室蘭、苫小牧貨物	A
	札幌貨物ターミナル、滝川、富良野、帯広貨物、釧路貨物、北旭川、名寄オフレールステーション、北見、小樽築港オフレールステーション、中斜里オフレールステーション	B
青 森	八戸貨物、東青森、弘前新営業所	B
岩 手	水沢、盛岡貨物ターミナル	B
宮 城	仙台貨物ターミナル、石巻港、古川オフレールステーション、仙台港、仙台西港	A
福 島	郡山貨物ターミナル、東福島オフレールステーション、小名浜	A
	会津若松オフレールステーション	B
秋 田	秋田貨物、大館、横手新営業所、羽後本荘オフレールステーション	B
山 形	山形オフレールステーション、酒田港	A
新 潟	新潟貨物ターミナル	A
	中条オフレールステーション、黒井、柏崎オフレールステーション、南長岡、青海オフレールステーション	B
長 野	南松本、北長野、岡谷新営業所	A
富 山	富山貨物、高岡貨物	A
石 川	金沢貨物ターミナル	A
福 井	南福井、敦賀港新営業所	A
鳥 取	伯耆大山、湖山オフレールステーション	A
島 根	東松江新営業所	A

II 運賃料金の適用方

(適用の範囲)

1. この運賃料金は、コンテナ貨物を鉄道を利用して運送をする業務およびこれに附帯する業務をおこなう場合に適用します。

(運賃料金の種別)

2. 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
 - (1) 第一種利用運送事業の発送料または到着料は、鉄道への託送または鉄道から受取る場合に適用します。
 - (2) 第二種利用運送事業の発送料は、発駅において取扱、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、配達各業務をおこなう場合に適用します。
 - (3) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

(積込料又は取扱料)

3. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、積込料又は取卸料として実際に要した費用を収受します。
 - (1) コンテナにおける貨物の積み付けであって、荷崩れ及び偏荷重積載防止のため無償で供する資材以外の資材及び機材を用いての処置を講じた場合等には別途料金を収受します。
 - (2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
 - (3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途料金を収受します。

(待機時間料)

4. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は 10. (8) の附帯業務を行う場合における待機した時間を含みます。）が 30 分を超える部分については、待機時間に応じて所定の待機時間料を収受します。

ただし、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(運賃料金の割増)

5. 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
 - (1) 品目割増
貨物が割増品目に該当する場合は、発送料および到着料に対して品目割増を適用します。この場合には、貨物の品目は、原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。
 - (2) 休日割増
日曜祝祭日及びそれにまたがる作業は、休日割増を適用します。
 - (3) 深夜・早朝割増
深夜・早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時で）及びそれにまたがる作業は、深夜・早朝割増を適用します。
 - (4) 午前指定割増
開始または終了する時間帯を午前中として指定する作業は、午前指定割増を適用します。
 - (5) 時刻指定割増
開始または終了する時刻を指定する作業は、時刻指定割増を適用します。
 - (6) 冬期作業割増
別表（冬期作業割増）に定められた適用駅において、集貨または配達の業務をおこなうもので、1 2 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

(運賃料金計算の基礎)

6. 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。
 - (1) 集配距離

集配距離は、取扱駅を起点または終点として荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

(2) 取扱駅適用の特例

川崎貨物、梶ヶ谷貨物ターミナル、新座貨物ターミナルおよび越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が、東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率によります。

また、大阪貨物ターミナル、吹田貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が大阪市内となるものならびに大阪市内を通過するものについては、大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。

(3) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市をいいます。

(4) 鉄道運賃料金

鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(運賃料金の計算方)

7. 運賃料金の計算方は、次によります。

(1) 運賃料金は、コンテナ貨物 1 個ごとに計算します。

(2) 第一種利用運送事業の運賃料金および第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものとによります。

ただし、第二種利用運送事業において集貨または配達の業務のいずれかをおこなわない場合は、発送料または到着料を低減します。

(3) 発送料または到着料の計算方は、次によります。

ア. 基準料率表の発送料または到着料については、10 パーセント以内増減したものとにより計算することができます。

イ. 割増率を適用する場合は、前号の金額（端数処理をおこなわない金額）に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加算して計算します。なお、所定の率は低減することができます。

ウ. 品目割増で、2 種以上の割増率を重複する場合、相互に合算することなく、そのうちの最も高い料率になります。

エ. 品目割増で、割増率の異なる貨物を積載している場合（割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む）は、そのうちの最も高い割増率によります。

オ. 品目割増、休日割増、深夜・早朝割増、午前指定割増、時刻指定割増、が重複する場合は、それぞれの割増率をあらかじめ合算した後、イによる計算をおこないます。

カ. 鉄道運賃料金は、利用する鉄道に定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(実費負担)

8. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

(1) 有料道路利用料

(2) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

(燃料サーチャージ)

9. 燃料サーチャージ額の適用方は次のとおりとします。

当社届出の「鉄道利用運送事業コンテナ貨物の燃油特別付加運賃」に準じます。

(附帯料金の種別)

10. 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 品代金取立料

品代金取立料の依頼を受けたコンテナ貨物について適用します。

(2) 着払手数料

運賃料金の支払が着地払となるコンテナ貨物について適用します。

(3) 移送料

集貨、配達または入出庫に関連して移送作業をおこなう場合に適用します。なお、移送距離は、車側または倉庫の戸口をもって、起点または終点とします。

(4) 保管料

コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。なお、計算日数は、次によります。

ア. 発送貨物は、荷物を受取った日から発送した日の前々日までの日数

イ. 到着貨物は、貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引渡した日までの日数

(5) 指図手数料

コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

(6) 証明書発行手数料

配達証明等、証明書の発行の依頼を受けた場合に適用します。

(7) その他

上記 (1) ~ (6) 項目の他、荷送人又は荷受人の要求により行う荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、車両上における貨物の積替え、使用するコンテナ内の養生にかかる費用その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(附帯料金の計算方)

11. 附帯料金の計算方は、次によります。

(1) 附帯料金は、附帯料金料率表により発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料については、所定料金率を 10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

(2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後の生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げます。

(消費税及び地方消費税の運賃料金への加算方)

12. 消費税及び地方消費税の加算は次によります。

(1) 運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額の 1 円未満の端数は、1 円単位に四捨五入します。

(その他)

13. この運賃および料金の関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者の取決めまたは慣習によります。